

令和8年度

仕 様 書

山本処理場山本東地区伝送装置 PLC 交換業務

環境局 環境事業部 処理場管理事務所 山本処理場

1 件名

山本処理場山本東地区伝送装置 PLC 交換業務

2 業務概要

山本処理場山本東地区の PLC 及び関連機器は、浸出水の送水を制御するために必要不可欠な設備である。当該機器は設置後 16 年が経過し、耐用年数を大幅に超過していることから、不具合の発生が懸念される。よって、これら機器の更新を実施するものである。

3 業務場所

山本処理場
札幌市厚別区厚別町山本 1065（山本東地区）
別添図面参照のこと。

4 作業時間

平日の 9 時 00 分 ～ 16 時 00 分までとする。

5 履行期間

契約の日から 令和 9 年 3 月 26 日（金）まで。

6 提出書類

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 業務着手届 | 1 部 |
| (業務責任者通知書[経歴書及び資格に関する書類、在籍証明書含む]) | |
| (2) 業務実施計画書 | 1 部 |
| ア 現場組織表 | |
| イ 使用機材一覧表 | |
| ウ 緊急時の体制図 | |
| (3) 業務工程表 | 1 部 |
| (4) 業務従事者届 | 1 部 |
| (5) 業務完了届 | 1 部 |
| (6) 業務報告書 | 1 部 |

7 作業項目

- (1) 既設機器の撤去作業
 - ア 更新対象の既設機器を撤去する。
 - イ 更新機器に不要な既設の電気配線を撤去する。
 - ウ 更新機器に必要な電気配線は撤去せず流用とする。
- (2) 新設機器の設置作業
 - ア 支給資材は仕様書別添【支給品一覧表】のとおり。
 - イ 機器交換時は停電作業にて実施すること。
- (3) 動作確認作業
 - ア 機器の単体試験及び連動試験を実施すること。
 - イ 排水処理施設と現場盤間の伝送状態に問題がないことを確認すること。
 - ウ 現場盤の手動操作で現場ポンプが確実に運転停止すること。
 - エ 排水処理施設からの中央操作により、現場ポンプの遠隔発停が確実にできること。 ※中央操作とは、中央手動運転・中央自動運転・タイマー運転を指す。

8 支給品及び既設品の取り扱いについて

支給品の詳細は、仕様書別添【支給品一覧表】を参照のこと。

また、取外し後の既設品については、業務主任の指示する場所に保管すること。

9 諸法規の遵守

受託者は業務の施行に当たり、労働基準法・労働安全衛生法・労働災害保障保険法・道路交通法等の諸法令を遵守し、運営・適用は受託者の負担と責任において行わなければならない。

10 業務責任者

受託者は、業務責任者を定め届け出ること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

11 点検、承認

業務責任者は、業務に使用する機材について、事前に業務主任の点検又は承認を受けなければならない。

12 業務中の検査

業務完了後に手直し又は検査を行うことが困難な箇所については、業務主任の検査を受けた後でなければ次の作業に着手してはならない。

13 業務現場管理

(1) 業務責任者は常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

(2) 業務責任者は常に業務主任と連絡を取り合い、異常時に対処できる準備をしておかななければならない。

(3) 業務責任者は業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷が生じた事故及び第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞なくその状況を業務主任に報告しなければならない。

14 補償・事故対応

(1) 損害の補償

受託者の故意又は過失により生じた施設等の損害（完了後に発覚した本作業に起因する設備不具合も含む）を与えた場合、直ちに委託者に申し出るとともに、委託者の定めるところにより、速やかにその損害を補償するとともに、責任をもって解決にあたること。

(2) 事故対応

業務中事故が発生した場合、速やかに応急処置をとり必要な機関へ連絡するとともに、直ちに委託者に報告すること。

また、本作業に起因する事項については受託者の責任とし、適正に処理すること。

15 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

16 環境負荷の低減

(1) 履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (2) ゴミの減量、資源物のリサイクルに努めること。
- (3) 使用する物品は、できるだけ環境に配慮したものをを使用すること。
- (4) 使用する自動車について、環境に与える負荷の少ない運転を心がけること。

特記事項

- 1 作業前後の写真撮影を行うこと。
- 2 施工については、原則平日に行うこと。
- 3 電気盤の停電・復電作業については業務主任の指示のもと行うこと。
- 4 作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。
- 5 業務の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付け及び清掃を行うこと。
- 6 作業時間は、平日の9時00分～16時00分までとする。
- 7 業務中又は業務終了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は一切受託者の責任により処理すること。
- 8 検査後1年間は保証期間とする。また、その後においても、受託者の施工上の不備により、当該施設及び装置に障害が発生したことが明らかになった場合は、委託者と協議し、対処すること。
- 9 作業実施に必要な機器、工具及び消耗品類は受託者の負担とする。
- 10 その他この仕様書に定めのない事項や作業の実施において、疑問点や問題点が生じた場合については、その都度協議するものとする。
- 11 問合せ先
 - 住 所 札幌市厚別区厚別町山本 1065 番
 - 担 当 札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所山本処理場 小笠原
 - 電 話 011-893-0105
 - FAX 011-893-3981

仕様書別添【支給品一覧表】

1 件名

山本処理場山本東地区伝送装置PLC交換業務

2 型式・数量

株式会社富士電機製

	名称	型式	数量
①	電源モジュール	NP1S-22	8
②	CPUモジュール	NP1PS-32R	2
③	イーサネットモジュール	NP1L-ET1	2
④	Diモジュール	NP1X1606-W	10
⑤	Doモジュール	NP1Y16R-08	10
⑥	Aoモジュール	NP1AXH8I-MR	1
⑦	Aiモジュール	NP1AYH8I-MR	1
⑧	ベースボード	NP1BS-11	1
⑨	ベースボード	NP1BS-08	1
⑩	ベースボード	NP1BS-06	6
⑪	CPUモジュール	NP1PM-48E	5
⑫	Aiモジュール	NP1AXH4-MR	5
⑬	水位計計測用モニタタッチ	V1012iS	1
⑭	モニタタッチ用保護シール	V1012S-GS	1